

決議案第3号

市原健一市長に対する問責決議

上記の決議案を次のとおり提出します。

平成27年12月10日

| | | |
|-----|----------|---------|
| 提出者 | つくば市議会議員 | 北 口 ひとみ |
| 賛成者 | つくば市議会議員 | 皆 川 幸 枝 |
| | 〃 | 宇 野 信 子 |

市原健一市長に対する問責決議

過日の週刊誌の「市長の不倫および市内事業者との癒着疑惑」という報道については、市長としての資質を問われると同時に、つくば市政に対する不信を招く大きな問題となりました。

つくば市長等政治倫理条例の第4条には、市長等の遵守すべき政治倫理基準が示されており、その中の「(4) その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」に抵触している恐れもあります。

市長として自らを律し、責任を負う立場にもかかわらず、今回のような報道がなされ、市政への不信を招いた責任は多大なものがあります。

よって、つくば市議会は、市原市長に対し強く猛省を促すとともに、その責任を強く問うものであります。

以上、決議します。

平成27年12月10日

つくば市議会